

◆ 第 154 回 新潟市農業振興地域整備審議会

日時：令和 5 年 2 月 13 日（月）午前 10 時開始

会場：白山会館 2 階 大平明浄

（司 会）

ただいまより、第 154 回新潟市農業振興地域整備審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、農林政策課課長補佐の松川でございます。よろしくお願ひいたします。

本審議会は公開とされていることから、報道機関、一般の方の傍聴が可能となっております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

はじめに、委員の皆様の出席状況をご報告いたします。委員 14 名のうち、出席委員 12 名で過半数を超えており、審議会規則第 5 条 2 項により会議が成立していますことをご報告いたします。なお、佐々木豊委員につきましては本日欠席でございます。

次に、開会に当たりまして、農林水産部長の三阪よりごあいさつ申し上げます。

（農林水産部長）

委員の皆様、おはようございます。ご多用のところを本審議会にご出席賜りましてありがとうございます。また、日ごろより、本市農業行政の推進に当たりましてご協力をいただきありがとうございます。

さて、本年度は、現在の新潟市農業構想計画期間の最終年度に当たることから、令和 5 年度から、次期農業構想を策定するため本審議会において農業構想策定部会を設け、昨年の夏から 4 回にわたり部会委員の皆様にご審議をいただいたところでございます。

本日ご出席をいただいております吉川会長に部会長をお務めいただくとともに、青山委員、藤原委員、堀委員、杉本委員、高橋委員、石山委員におかれましては、熱心に審議に参加いただきました。また、5 名の臨時委員の皆様にも参加いただき、貴重なご意見をいただきながら、農業構想の案を策定するに至りました。農業構想の案の策定にご尽力いただきました皆様におかれましては、この場をお借りしましてあらためて御礼申し上げます。

本日は、農業構想策定部会を経て策定した農業構想の案を、最終的に本審議会において委員の皆様にご確認いただくものでございます。新年度の令和 5 年度からは、完成した農業構想を基に、本市農業の一層の発展を目指してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様にはご理解とご協力を引き続きよろしくお願いしたいと思っております。以

上、簡単ではございますが、開会に当たりましてごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(司 会)

では、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。クリップで留めてある資料につきましては、次第と資料1、資料2、資料3とございますが、本日机上に上げておりますものと、先般、事前に配布したものと同じものでございますけれども、今回、机上にもあらためて置かせていただきました。そのほか、追加でお配りしておりますのが3種類ございます。座席表と委員の皆様の名簿と、最後に、農業振興地域整備計画の再編事業進捗状況について(報告)という資料、以上の3枚が追加でございます。不足の資料等ございましたら、挙手をいただければお持ちいたします。よろしゅうございますでしょうか。では、吉川会長より審議の進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(吉川会長)

おはようございます。会長の吉川でございます。本日は、よろしくお願ひします。

それでは、本日の議事に入ります。まず、議事録署名委員に関して、会長が指名することになっております。今回は、若山委員と田中委員のお二人をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。それでは、若山委員と田中委員はよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従って議事を進行いたします。円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

まず、次第3、議事の新潟市農業構想について、事務局から説明をお願いいたします。

(農林政策課長)

おはようございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議事、新潟市農業構想についてです。こちらは、令和5年度開始となります新農業構想案についてご説明させていただきます。

昨年8月1日に開催しました審議会において、審議会の所管事項である農業構想について、現計画期間が今年度末で終了となることから、令和5年度開始となる第3期の農業構想について、本審議会に部会を設置しご審議いただく旨をご説明させていただいております。

本日は、部会の検討を通じて完成した農業構想案についてご報告させていただきます。説明の順番でございますが、お手元に配布させていただいております、資料1、2、3を使用させていただきます。最初に、資料1を用いまして、構想の概要等についてご説

明し、次に資料2の農業構想案についてご説明いたします。最後に、資料3で市民の方からのパブリックコメントの対応についてご説明いたします。一括して説明させていただいたのち、委員の皆様からご質問、ご意見等をお伺いしたいと思います。少しお時間をいただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、資料1をご覧ください。新構想の策定状況についてです。1、構想の策定趣旨です。現計画期間が今年度末となっていることから、令和5年度開始の農業構想として、3期目となる新構想を策定するものです。

2、位置付けです。農業構想は、本市の「農業及び農村の振興に関する条例」に基づく、食料、農業、農村に関する基本計画として策定しております。また、農業構想は、新潟市の最上位計画であります「新潟市総合計画」における分野別計画としても位置付けております。

続いて、3、計画期間です。令和5年から令和12年までの8年間の計画です。計画期間開始後、3年後をめどに中間見直しを行う予定としています。

続きまして、4、今回の構想策定のポイントです。市の最上位計画の総合計画の政策・施策の体系と新農業構想の基本方針を一致させて施策を整理しております。また、SDGsの達成や脱炭素など、環境負荷低減に貢献する取り組みも施策に反映させております。

続きまして、5、将来像です。計画1期、2期ごとに目指す将来像を掲げており、2期の現計画では、「食と花の都」、サブタイトルでは、「笑顔あふれ明日を拓く大農業都市」を掲げておりました。食と花の都につきましては、本市が目指す田園型政令市のイメージを象徴するものとして、平成18年の第1期構想から将来像に掲げていることから、今期、第3期も引き続き「食と花の都」を掲げ、サブタイトルを「都市と田園の調和を活かした持続可能な農業の実現」といたしました。

農業を取り巻く環境が厳しさを増しておりますけれども、本市の強みであります、「食」と「農」に関する資源を最大限に生かし、農業者、農業関係団体、市民、食品産業に関わる事業者など、さまざまな関係者との連携のもと、自然環境とも調和した未来につながる持続可能な農業を実現する都市を目指します。

右側に移っていただきまして、策定の経過です。6の下段の表の部分をご覧くださいと思います。策定経過についてです。構想の策定部会は、8月から12月まで計4回にわたりご協議いただき、資料2としてお配りしております案をまとめていただきました。この案を12月議会に報告するとともに、12月20日から1月18日までの30日間、パブリックコメントを実施しております。

6の上段をご覧くださいと思います。部会でいただきましたご意見について、一部をご紹介させていただいております。農業の現状として、国内の人口減少から、米の消費、価格の低迷、担い手不足、高齢化が進行する中、また、コロナウイルス感染症の拡大などを契機に、消費者や実需者などさまざまな側面での変化、また、国際情勢の悪化等による先行きの不透明感など、解決が一層困難な状況になっているという点や、本市の基盤整備率が上がっていない中、本市農業の持続性確保の観点から所得向上や経営安定化に主眼を置いた施策が重要であること。また、経営感覚を持った農業者の育成が必要であること、経営の法人化を推進するなどを図るべきであるということ、農業・農村の多面的機能維持の重要性など、委員の皆様が携わる現場の状況を踏まえたご意見をいただいたところです。

また、他産業と異なり、農業においては、農業生産資材や燃料高騰によるコスト上昇分を農産物の価格に転嫁しにくい構造であることや、消費者の理解、農業への関心を高めることが重要であるといったご意見などをいただき、議論を進め、施策取り組みの整理を行っております。

資料1の裏面をご覧ください。新構想の構成を示させていただいております。第1章では、農業・農村の現状と課題、第2章で将来像、第3章で基本方針としております。この第3章の基本方針が先ほど申しました、市の最上位計画である総合計画の政策・施策の背景と一致させていただいております。

この基本方針につきましては、大きく分けて二つの柱を設けております。1、「売れる米づくりと園芸産地づくりの推進」として、産業政策的な面から施策を整理しております。また、もう一つ、2としまして、「農業を活かしたまちづくり」として、食や農を通じた地域政策的な面から施策体系を整理しております。

第4章では、基本方針に基づく実現方策として掲げております21の施策を整理しております。右側の第5章では、構想の進捗を確認するための12の指標を設定し、目標値を設定しております。農業構想の実現に向けた取り組み状況を、この12の指標で図りつつ、総合計画に掲げる、一番右側にありますけれども、農業産出額ですとか、新潟市の農水産物などに対して誇りや愛着を持つ市民の割合、こちらの目標の達成につなげていきます。

次に、構想の具体的な内容についてご説明させていただきます。資料2、農業構想(案)の本冊をご覧ください。本冊をめくっていただきまして、2ページ目でございます。農業・農村の現状と課題として、日本の農業の置かれている現状、状況などを農林業センサスなどの統計資料から整理しております。

進んでいただきまして、7ページです。本市の農業の現状をこちらの統計資料から整理しております。本市の土地利用状況、農業産出額、農業経営体や農業者の数、推移など、農業構造や農地集積率・水田整備率の推移など等について整理を行い、こちらは、25ページまで整理しております。

続いて、26ページをご覧ください。こちらは、これら統計資料等からうかがえることとしまして、新潟市農業・農村の課題を①から⑥までの六つに整理しております。26ページ、①ですけれども、本市の農業の持続的発展、効率的・安定的な農業経営の基礎となる農業生産基盤の整備の一層の推進や、担い手への農地の集積・集約化の課題を掲げております。②としまして、意欲ある担い手の確保や、経営感覚を持った担い手の育成、営農支援等に係る課題を掲載しております。

めくっていただきまして、27ページです。③として、スマート農業などデジタル技術を活用した生産性、収益性の向上に向けた課題です。下の④ですけれども、本市においては、米による収入の割合が高い状況にあることから、所得の拡大・安定化に向けて消費者ニーズに即した農産物の生産や園芸導入による営農の複合化、販路拡大などについての課題を掲げております。

右側の28ページです。課題の⑤として。地産地消、農業体験などを通じた、市民の食と農への理解の促進。下の⑥です。農家の減少や、高齢化などによる地域における持続可能な共同活動といった課題を整理しております。

めくっていただきまして、29ページです。こちらに第2章として、新潟市農業・農村の将来像をご説明させていただいています。内容につきましては、先ほどの資料1でご説明させていただいた内容と同じ内容です。

続きまして、右側の30ページから続く34ページまでです。こちらは、先ほどの六つの課題、こちらに対応して整理した課題の解決に向けて展開すべき施策の方向性として基本方針を掲げております。こちら資料1と同様です。

続いて、35ページ、36ページをお開きください。35ページが、施策の基本方針、施策、取り組みを1枚にまとめさせていただいた体系図となっております。この体系に応じまして、右側36ページから順に、第4章基本方針に基づく施策ということで、1ページにつき1施策で整理を進めております。例えば、36ページの施策の1ですと、施策1、優良農地の整備促進として、①農地の大区画化、②きめ細やかな末端施設の整備です。また、各①、②ごとに取り組みの具体的な内容を文中、黒丸(●)の点で示しております。以降、施策の体系に応じて56ページまでがその内容を記載させていただいております。

進んでいただきまして、57、58 ページです。第5章です。農業構想の進捗を確認する指標・目標であります。12の指標を設けまして最終年度に到達すべく進める目標値を設定しております。今後は、指標に基づく実績を、毎年の審議会にその状況をご報告しつつ、農業構想の進捗についてご議論いただきたいと考えております。

次に、めくっていただきまして、59 ページからです。第6章として、区別展開を整理しております。第5章の実現方針につきましては、本市の全体で取り組むものとして掲げておりますけれども、各区で取り組む内容ということで、第6章では、各区単位で特性や課題、取り組みの方向性などを整理しております。こちらも各区におけるまちづくり計画などと同時に進行を図ってまいります。

めくっていただきまして65 ページです。第7章構想の推進体制についてです。構想の根拠となります本市の条例において、農業者・農業団体、食品産業に関わる事業者の方、また、市民、市など、各主体の責務などを整理しております。この市の条例に基づきまして、役割などを整理して記載させていただいております。

70 ページになります。第8章です。策定部会経過ということで、8月からご議論いただきましたその経過と部会の委員名簿等を記載しております。71 ページ以降に用語解説等を整理し、農業構想の案としております。資料2の農業構想案については以上になります。

続きまして、資料3をご覧くださいと思います。農業構想の素案段階でパブリックコメントを行った際に寄せられたご意見を整理したものです。農業構想につきましては、行政の計画であることから、パブリックコメントの手続きを定めた市の市民意見提出手続条例に基づきまして意見募集を行っております。募集期間は、令和4年12月20日から、令和5年1月18日までの30日間で行っております。方法は、市報などで募集の周知を行うとともに、構想案をホームページ上で公開すること、また、各区役所、出張所等で閲覧や配布を行っております。

今回のパブリックコメントの募集の中では、新潟市在住の1名の方から3件のご意見をいただいたところです。下段の表で、ご意見および意見の対応をご説明させていただきます。左の列の1からご説明いたします。農業構想案の該当ページは、資料2の38ページになります。資料2の38ページをご覧くださいと思います。

基本方針1－(1)農業生産基盤の整備・保全。施策の3、農地の保全と活用。取り組みは、②の農地の維持・有効活用に対してのご意見であります。この施策では、農地の担い手への集積・集約化を推進し、将来にわたり農地を維持活用する取り組みを進めることとしております。ご意見については、この②の黒ポチの一つ目になりますけれども

も、将来の地域農業の在り方として、地域での話し合いに取り組んでいくことを掲げている部分へのご意見です。資料3の表の中ほどになりますご意見の概要というところですが、ご意見は、地域農業の将来を考えると、地域での話し合いは必須とお考えのことですが、農家組合の弱体化ですとか、コロナによって、地域が自ら話し合いを行うことがやりにくい状況のため、行政主導で話し合いの場の設置を誘導してほしいという内容であります。

このご意見に対しての対応ということで、同じ行の右側をご覧くださいと思います。ご意見に対する対応（考え方）です。後継者や担い手不足により農地が適切に利用されなくなる懸念から、国も農地の集約化の加速化を大きな課題として、農業経営基盤強化法等の関連法の改正を行っております。本市においても、地域での話し合いを着実に進める必要があると認識しており、施策3の②に、地域での話し合いを進める取り組みを推進していくと掲げております。また、本冊42ページの施策7においても、農地の集積・集約化の推進を掲げているところであります。

このことから、今回の案文については現案のままとしたいと思いますけれども、ご意見の趣旨も見つつ、今後、関係機関との一層の連携を図りながら、積極的に事業を推進していきたいと考えておりますとの回答案を考えております。

続きまして、ご意見の二つ目です。ご意見の箇所、同じく資料2の46ページをご覧ください。基本方針1－(4)新たな需要に応える農産物の生産体制の強化です。施策の11、脱酸素・環境負荷低減の促進。取り組みは、②の環境への負荷が少ない農業の推進です。この施策の取り組みでは、国の「みどりの食料システム戦略」の方向性も踏まえつつ、本市農業において、脱炭素化、環境負荷を低減した農業生産を推進することとしており、具体的には四つの取り組みを掲げております。

ご意見につきましては、土づくりについて、本市が米の主要産地であるという特徴からも、もみ殻を活用した堆肥づくりの拠点、例として、もみ殻の集積場や堆肥化センターなどの整備と、堆肥散布に係る組織や機械の配備などの体制の構築を掲げてほしいというものです。

ご意見への対応についてですが、ご意見の通り、本市は日本一の水田面積を持ち、さまざまな農産物の産地でもある本市にとって、収量・品質の確保は重要な課題と認識しております。また、近年の肥料価格の高止まりの状況も踏まえて、もみ殻など未利用の資源を活用した土づくりは、今後、重要性が増すものと考えております。今回のご意見をいただきました施策の11では、土づくりの大きな方向性を掲げているもので、案文としては現案のままとしたいと思いますけれども、近年の脱酸素化、環境への配慮などの

潮流を踏まえまして、農業者や民間事業者が行う取り組みの後押しを積極的に進めていきたいと思っておりますとの回答案です。

最後、三つ目のご意見になります。一番下の段にありますけれども、ご意見の該当ページは、54 ページになります。基本方針 2 - (2) 食と農への理解促進とシビックプライドの醸成。施策の 19、地産地消の推進です。取り組みは、①の市内産農産物の PR と消費拡大です。この施策の取り組みでは、市内産農産物の地域内流通を促すとともに、消費拡大に向けた PR を行い地産地消の推進を図るため、三つの取り組みを掲げております。ご意見につきましては、人口集積地を抱える本市の立地を生かして、地域内の需要に地域内の生産で応える体制を目指し、市内産農産物の認知度向上と需要喚起につながるような本市の食の豊かさを実感できるビッグイベントを立ち上げてほしいというご意見であります。

このご意見への考え方ですが、ビッグイベント等をとのご意見につきまして、令和 4 年の 10 月、秋の農産物の収穫時期に合わせまして、万代シティと新潟駅を会場に「にいがた 2 km 食花マルシェ」を初めて開催させていただいております。こちらの食花マルシェでは、生産者、農業団体、八つの区役所、専門学校、農福連携、生花店など、50 の方々が一堂に会して市内全域から特色ある農産物や加工品を集めて開催し、5 万人を超える来場者があったところです。

また、施策の 13 として、ページは 48 ページになりますけれども、令和 4 年の 11 月には、食産業の振興に向けて、朱鷺メッセを会場に 14 回目となる「フードメッセ in にいがた」を開催しており、食に関する新たなビジネスチャンスの創出にも取り組んでいるところであります。こちら、案文といたしましては現案のままとしたいと考えておりますが、今後もこれら食に関するイベントの開催を通じて、新潟の拠点性を高めながら、食の豊かさを発信していきたいと考えております。

以上、三つのご意見について、案文については現案のままとしたいと考えておりますけれども、いずれも大変貴重なご意見と受け止めております。今後、具体的な事業の遂行において、国・県を含めて、担うべき実施主体や手段、財政状況なども考えながら、農業者、農業関連団体、また、市民の方々をはじめ、適切に連携を図りつつ、確実に事業を推進していきたいと考えております。農業が抱える課題の解決を通じて、「食と花の都」の実現に向けて進めてまいりたいと考えております。長くなりましたけれども、資料 1 から 3 に関する説明については以上であります。

(吉川会長)

ご報告ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、何か質問等ありまし

たら挙手願います。はい。虎澤さん、お願いします。

(虎澤委員)

農業委員会の虎澤です。今回の新潟市農業構想ということで、大変立派なものができるんだらうと思います。ぜひこのまま進めていただければと思うんですが、恐らく8年前も当然この審議会があって、素晴らしいものを作っていたんだらうと思います。しかし、現実には今の農家、農村部というのは、担い手が減って、なり手がいない。どんどん農家は離農をしていく方が多い。これだけ立派な構想を作られても、現実には今、こういう状態になっているのは、一番は、農業をやってももうからない。一番は、やっぱり農産物の価格なんじゃないかと思うんですね。

これは、新潟市の皆さんに農産物の価格を上げてくれなんて言っても無理なんです、消費者の皆さんからご理解いただいて、農産物の不安定な価格を何とか国から直すような方策を考えていただいて、農業でも、農産物を売った販売価格でもうかるということにならないと、いくら国が加工米に幾ら、あれに幾らと、これは、当然出していただいて大変助かっているのは事実なんです、現実には、それも覆るほど大豊作のときは、米は安くなる。

去年の天候で野菜も結構苦戦しているところもありました。また、園芸導入ということで、作ったことのない地域が一気に何ヘクタールも作ると、今までの産地の足を引っ張ったりしているのも現実にあるわけですので、その辺を、何といたらいのか、もんもんとしているんですけども、何とかちゃんとした、農産物価格が適正になって、売り上げで農家が生活ができる、そういうものができたらいいなと思っていますので、ぜひ国に対して、そういう農産物価格。はっきり言って経済学者の方も言いましたけど、幾らで売れるかわからないものを、農家は一生懸命、金を使って、肥料を使って、手間を使って、で、最後の土壇場で、多く採れたから安くなったと、そういうふうになりますので、なんとかそういうことのない、ちゃんとした食料安全保障ということも含めれば、その辺も国から本当は考えていただけるといいのかなと思っていますので、ぜひその辺も要望として国に上げていただいて、構想は構想として立派なものが出ていますんだと思いますけれども、現実はそのだと思っていますので、ぜひその辺、よろしく願いしたいと思います。

(吉川会長)

ありがとうございます。事務局から何か今の点につきまして。

(農林水産部長)

ありがとうございます。8年前も確かに構想を作って、今の現実というのは厳しい状

況だと認識しております。今、虎澤委員からありましたように、販売価格、買い取り価格、いずれにせよ、価格が問題だという点については、そこは問題意識としては認識しています。

ただ、そこは、需要と供給という関係の市場経済という中の問題と、かつて食管法の中で米の価格も国のほうでコントロールした時代があったかと思いますが、その中で今の現在があって、国もそういった米の需給の情報というのをかなりの頻度で更新しながら、市場の作り過ぎ、需給を引き締めながらやっていく。野菜についてもそういった価格安定制度が今はあるところがございますし、収入保険があるというふうに認識しております。

その一方で、価格というのが消費者に理解されないといけないなという思いはしております。そこについては、どうかたちがいいのかというのは、国についてまた一緒に話をしていきたいと思っておりますし、施策のほうで価格を支えるよりも、そういった生産の効率性をいかに上げていくのかということに注力をしていかないと、と同時に、担い手の確保に注力していこうと今は考えております。

(吉川会長)

ありがとうございました。いや、まさに虎澤委員のおっしゃる通りで、工業製品と違って、特に農産物というのは、食料安全保障の問題が関わってくる中で、もちろん生産側の効率性を高めるということはとても重要な課題ではあるんですけども、一方で何らかのかたちで支えることが必要になってくるわけですね。世界人口は、今世紀末には百億を超えるという中で、今、インドと中国と、その他、東南アジアの国がかなり人口を増やしている中で、最終的には、恐らく海外の野菜なり食料をわが国が本当に輸入できるのかという話になってくると思うんですね。

ですから、短期的な需要と供給によって価格が決まってしまうメカニズムというのが、本当にこういった命を支えるための食料において適切なのかどうかということところは、あらためて考え直していかなくてはいけない時代に入ってくるとともに、アメリカにしても、欧米にしても、かなり農業に対して、自給率あるいは生産基盤を守るための補助金というのはたくさん入れているわけです。

政策的にやはり自給率 100%に近い、あるいは超えるような誘導をしているというのがある中で、本当にわが国が短期的な需給バランスによって、農家あるいは農業従事者、あるいは農地資源というものを減らして、不可逆的にこれは元に戻すことはすぐにはできないわけですから、危機的な状況になったときのための備えを、国あるいは自治体はどういうふうに考えているのかというのは、真剣にこれから考えていかなくちゃいけない

時代に、気候変動あるいは社会構造の変化の中で考えていかななくてはいけない中で、新潟市としても、ここは、まさに農と都市域が共存するという、こういった素晴らしい構造を抱えている中で、新潟市がリーダーシップを執って全国の自治体を引っ張っていくぐらいのことを、この構想をきちんと具現化すれば、これが恐らく成し遂げられると思いますので、これをどういうふうに行に移していくのかというのが、これから8年の中で、やはりわれわれが試されているところなのかなというのはすごく感じます。すみません、私が、長くなりましたが。

ほかにご意見は、それでは青山委員、お願いします。

(青山委員)

新潟食料農業大学の青山です。私もこの農業構想の策定に関わらせていただきまして、なかなか本当に世の中、農業を取り巻く環境がこんなに変化しているときに、農業構想を策定すること自体が難しいなと思いました。

しかし、4回ですか、かなり吉川先生をはじめ、もんでもんでここまでできたということで、これをどういうふうにかかしていくかということに注力をしていかないといけないと思っているんですが、パブリックコメント1名というのは、これは、一般的にそういうものなのかどうなのかというのは私はわからないんですが、とてもいい意見を言っていたこの方は、多分、相当農業に関心がある方だと思うんですが、ここまで文字にさせていただかないとしても、もう少しコメントがほしかったなど、策定に関わった側からすると思うんですね。

これは市の方にはお願いですが、せっかく作ったものなので、何かイベントとか、農家とか食とかの勉強会とか、シンポジウムとかのときに、これがあるよと。この4月から新しくなりますので、まず存在を知っていただいて、全部読むのは大変かもしれませんが、パンフレットとかPDFとかを作っていただいて、こういうものと。こういう方向を目指しますということ、ぜひ市民の方に言っていただきたいなと思います。

吉川先生がおっしゃる通り、やっぱりこれから、本当に食料の考え方というのが、農業も変わっていかないといけないと思うんですが、消費者が変わらないと農業は変わらないと思うんです。食べるものには関心があっても、その先の農業にはまだまだ関心が少なく、離農していく人が多くなって、担い手の農業者に面積が集まってくると、もっと農業から意識がはなれていくことが出てくると思うんですよ。

でも、そうではなくて、今こそ消費者に関わってもらわないと、農業は継続できないんですよということ意識してもらうためにも、かなりわかりやすい表現で書いていただいていると思いますので、折に触れてこういったものがあるということと、数値目標

まで掲げているということと、パブリックコメントという期間は終わったんですけれども、何か意見があれば、何かの話し合いのテーマにしていただきたいというような、これからの戦略を考えていただければなと思います。以上です。

(吉川会長)

ありがとうございます。では、杉本委員、よろしくをお願いします。

(杉本委員)

亀田郷土地改良区の杉本です。今ほど、虎澤さんから話がありました通りですけど、ただ、言うべき相手が、虎澤さんは国の方へと行っていましたが、私が考えますには、農家の方に言ってもらわなければと思います。

というのは、農業はもうからないと言って、特に稲作はもうからないことになっていますので、なぜもうからないかという、要するに値段が下がっているわけです。何で値段が下がるかという、需給のバランスですね、あれでもって値段が決まるわけですので、値段が下がるという。つまり、農家が米を作り過ぎるからいけないんです。その辺を正直に農家の人に、みんな話をして、あなた方は作り過ぎるからこうなっているんですよということを言うべきだと思います。

そして、新潟県は、今、市もそうですけど、園芸に力を入れようと言ってはいますがけれども、園芸も、今はほぼ自給 100%近くになっているんですね。ここにまた参入をして、また物が余るような状態にしてもらっても、これは困るわけです。過去の事例を調べていきますと、確かに米のもうかった時期もあったし、園芸のもうかった時期もありましたけれども、それだけじゃなく、将来のことについて、そこから勉強するということがいいと思うんです。

吉川先生の言われた通り、最近、食料が世界から輸入できなくなったらどうなるんだろうというような話が結構頻繁に出ておりますね。農水省もそんなことをシミュレーションをやっているところですけども、もし輸入ができなくなった場合は、日本の中で何十万人とか、そういう単位で餓死者が出るということで、カロリーベースで 30%、40%ぐらいの自給しかないわけですので、残り 60%ぐらいの人が死んでも何らおかしくはないということになりますよね。現実はそのなんですね。だから、皆さんは現実から目を背けているだけであって、現実はそのなんです。

だから、その中で、余っている米をいっぱい作り続けるとか、もうすぐ余るだろうと思われる野菜をいっぱい作ろうというのは、どうも違うんじゃないかなと。ましてや本当に足りなかったもの、要するに、米が今、3分の1の食べ物になっています。ご飯が3分の1で、パンが3分の1、めん類が3分の1ぐらいになっていますので、米は自給

していますからいいんですけども、パンとめん類は小麦ですので、できたら小麦の生産を増強する方向が、私はこれから将来のためになると思います。

そういうことによって、米作りが減っていくということで、米の価格は上がっていくんだということで安定してくるという方向のほうが、新潟としてはいいような気がしますね。以上、長くなりました。

(吉川会長)

ありがとうございます。今のご意見につきまして、何かございますでしょうか。

では、まずは委員の方からいただきました。高橋委員、お願いします。

(高橋委員)

米が余るから、生産調整をするんだと。生産調整をすれば、バランスが取れて価格が上がる。これは間違いです。いずれにしても、産地間競争というのは過剰基調であって、競争力が打ち勝つ産地は勝ちます。新潟もそうですけど、われわれは、今、かがやきは、県下一番の米の産出農協ですし、日本でも指折りの生産数量を誇っています。契約数量も誇っています。

そういう言い方はあるんです。生産調整、調整すれば、バランスを取れば、価格が維持できると。先ほど吉川先生もおっしゃいましたし、青山先生もおっしゃいましたが、問題は消費者にあるんです。だから、国産はいいんだよという中で、安全だよ、安定供給ですよ、品物はいいし、鮮度がいいし、全体的にいいですよと、こういうことで価格がある程度の価格で買っていただければ、これは問題ない。

今は、物価上昇で、いろんな物の物価が上がって、特に生産資材は上がっています。だから、この前、全農の会議で神奈川に出張会議がありましたので行きました。皆さん、園芸産地が多いんです。全国、北海道から九州まで13名いるんです、構成メンバーが。新潟は、園芸はありますが、ほかの他県さんから比べると、ちょぼちょぼなんです。九州の組合長いわく、「もうスイカの作付けは終わりました」「ハウスですか」「いや、露地です」と。こういうことで、北海道から九州まで言うと、すこぶる栽培形態が幅広いんです。だから、それが、産地が九州から上がってリレーができて、ちょうど北海道へ行くと、ちょうどいろんな品物が国内に出回ると、こういうことなんです。

米で言えば、先ほど杉本さんがおっしゃいましたけれど、やはり競争力しかないんです。だから、新潟がバランスを取って、じゃあ、生産調整を100%やりますよと言った場合、米が上がりますかというのと、そうじゃない。ほかの産地も米はやはり対応していますので、産地でいえば、北陸、東北、北海道と、非常に強力な産地を持って、銘柄、ブランド米も持っていますので、やっぱり競争力がありますし、人気もあります、食べていた

だけの。

しかしながら、関西から九州までの西日本のほうでもやはり米を作っていますので、何で米を作るかという、西日本のほうは、園芸品目を作るために米を作っているんです。何でかという、連作障害を回避するために水田をします。だから、その体系の中で水田が存在すると、こういうことになる。位置付けがそうなる。

そういうところに補助金をあげて、産地で、われわれのところに、昔、政策があったように、やはり適地適作ということでやったほうがいいということは言うんだけど、これは、今まで過去にいろんな議論をやってきたんで、なし崩しになって、これは、今、そんなこと言っても、時代遅れの言い方になりました。

われわれも、じゃあ、自由に作れるかという、杉本さん、そういうことではないんです。作れるか。じゃあ、作ってもいいかと、こういうことになると、そういうことではありません。ある程度のことをしながら、米の主産品たるいいブランド米を持っている新潟は、やはり米で対応していくと。

今の農地面積を維持しようとする、米のウエイトをかけないと、園芸産地でもうかる、園芸品目はもうかりますよと、高収入作物ですよという中で対応しても、その面積をこなせません。ある程度消耗戦をやりながら、競争をしながら、米を作る必要性があるんです。

虎澤さんは、農業委員会のほうでもそういう議論は非常に活発にされていると思うんです。われわれのほうは、皆さんが生産した物を集荷する対応でございますので、また、農協のシェアも、皆さん個人的な感覚で商系に契約するんですね、最近。方針作成者という取引上、許可を得た人が米の対応をするんで、農協が今のガイドラインに沿った生産調整をやっても、商系との取引の中でなし崩しになるというこの部分がありますので、その辺はまた競争になるんです。やはり米が駄目であってもやらざるを得ない。今の農地面積を維持管理しようすると、ジレンマがあります。こういうことなんですね。だから、やっていくしかないんです。だから、いい子になって生産調整をするというわけにもいきません。

組合員が、じゃあ、これをやってよと言っても、反発が来ます。農協が買って欲しくないんだから、じゃあ、商系に売ると、こういうことになるんです。これも今の現状でございますので、いくら対応しても、今の自由の中で、市場原理の中で、そういうことで、いいこと言ってもかき消されてしまいますので、ある程度の協力を、合意形成しながらやっていくしかない。これが現実なんです。

それで、今の対応は、非常にまとめはよろしいんですが、これをすると、農林水産部

長さんは、政策予算がどのぐらい、今後、つけていただけるか。審議会のほうで、ひとつ、議論をもんでいただいて、早急に皆さんやっていただければいいんだけど。やはりこの項目の中でも、優先順位を付けた中で対応をしていただくと、こういうことを、ひとつ、農協サイドからもお願いしたいと思います。

(吉川会長)

ありがとうございました。本日は、新しく来年度から施行される農業構想、これについて議論する場なんですけれども、青山先生がおっしゃられたように、パブリックコメントは1名ということだったんですが、恐らく農業者側、生産者側も、とりわけ消費者側というか、非農家の方々の、ある意味、当事者意識というのがあまりないのかなという感じはいたします。

こうした中で、やはりこういった立派な構想ができたということですから、これをいかに皆さんに読んでいただくか、あるいは皆さんに当事者意識を持って目を通していただくかということ、これから、来年度が始まってから8年間の間にしていく必要があるのかなと。作ったはいいけれども、ほこりをかぶって、どこかに置いておくだけではあまり意味がない。とりわけ市民の方々がこういう構想があるんだということを知っていただいた上で見ていただくということが恐らく重要なのかなと。

とりわけ、域内での、要するに、新潟市内での生産と消費が結び付くというのは、これから先、やはりカーボンのお話もある中で、環境にとっても、新潟市というのは、できるだけエミッションを出さずに域内で消費しているというのは、売りになるとも思うんです。ですから、新潟市産の生産物を域内で消費していただくために、この構想というのをうまく活用できればいいのかなと。要するに、農家の方も、非農家の方にも、この構想があるということを周知するというのがすごく重要なのかなというのを感じました。

ほかにご意見はございますでしょうか。

(高橋委員)

少し付け加えさせてください。新潟市、市長さんのほうで、結構スイカの時期になると、スイカはトップセールスを採用させていただいていますが、そういったもの、やっぱり新潟市さんの産物については、トップが市場に顔を出す、また、市場の社長にあいさつ、対面をすると。

ずっと市長さんのあいさつの言動を見ていると、市長さんがやはり農産物、うちは、新潟市はこういうことはあります。いろんな産物があります。今日はこういう産物で、皆さんから買っていただく、仲卸さんから買っていただいてということで応援いただく

と、やはり市長さんは、一生懸命なんだ、これからちょっと伸びるかなと。

こういうことで、仲卸さんのほうも、市場の社長のほうも、やっぱり注目していただけるんですよ。やっぱり市長さんも、ひとつ、この産物とトップセールス、特に市場のほうとか、そういったイベント対応で、忙しいんでしょうけれど、今後、スケジュールを合わせて、ひとつ、対応もお願いしたい。これがまた一つの売りの方法なんで、ぜひとも今後お願いしたい。

(吉川会長)

新潟市としての本気度というのをまた伝えていくということも重要なのかなと思います。ほかに何かご意見はございますでしょうか。これまで皆さんから意見をいただきましたが、何か事務局から、これらをまとめて何かご回答はございますでしょうか。

(農林水産部長)

最初の虎澤委員のほうのご回答をさせていただきましたが、青山委員、杉本委員、高橋委員から、また、会長からもご意見をいただきまして一つ感じたところなんです、確かにパブコメ1名というところできみしい結果とはなっているものの、あと、これ、せっかく作ったものを、認知度向上ということなのかなと聞いておりましたが、これをやっていかないといけないのかなと。

その結果が、先ほど議論がありましたけれども、農家の意識なのか、消費者の意識なのかというところにたどり着くかと思いますが、どちらかというわけではなくて、消費者も農業者もという、麦がいいのか、生産調整がいいのかというのは、個々の農業経営とか、置かれている土地の状況とかがあると思いますし。適地適作の議論もありました。その中に消耗戦という単語もありましたけれども、なかなか適地適作や消耗戦という単語だけで片付けるのではなくて、あくまでも消費者だったり、農業者だったりというところで、おのおのの中で考えていただくと。その中でいかにしてもうかるというのを、そんな2千万も3千万ももうかることなのか、生活していくプラスアルファでもうかるのかというのは、個々の人の感覚というのもあると思います。そこはきちんと、計画の認知度向上を通じて考えていただくのが重要なのかなと。

その中で、今回の作業を通じて思ったのは、意外に市民の方々に対して、新潟市の農業というのは、認知されていないのかなという気がして、そこが今回のパブコメの件数であったり、価格の形成であったりということにつながっていく原因になっているかなと。

それが、ひいてはトップセールス、新潟市の本気度というふうなものもありましたけれども、農業がこれだけ新潟市に貢献している。単純にもうかるだけではなくて、何かい

ろいろなことを含めて、都市と田園というふうなところを含めてあるというところで、先ほど申しました通り、農業者、消費者という言い方をしましたけれども、それでいけば行政サイドも認識をあらためないといけないのかなと思った次第です。

(吉川会長)

ありがとうございました。本当、私は、近い将来、結構食料危機って起こるんだろうなと思っている中で、この短期的な、需給バランスが悪いからといって、農地や農業者を減らすようなことをしてしまえば、すぐにやっぱり危機的な状況に対応できないような国になってしまう。そういった意味で、新潟市は、トップランナーとして農業をどんどん、内側にも、外側にも、アピールしていくような対策を作っていただきたいなと思っています。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、ご意見は一通り出尽くしたようですので、次に、事務局から、今後の新農業構想のスケジュールについてご説明ください。

(農林政策課長)

ありがとうございます。それでは、今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。本日、構想案をご了承いただいたというかたちでございますので、これを持ちまして、市のほうに答申していただいたものとさせていただきますと思います。ありがとうございます。今後、事務的な点といたしましては、先ほどの資料2の農業構想案の最終確認を行いまして、若干の推敲程度の修正を反映し、今年度中に農業構想として完成させ、次年度から、この構想のもと、事業を実施していくかたちにさせていただきますと思います。

また、併せて、この資料2につきましては、農業構想の案が取れたかたちでの冊子の作成、また、先ほど青山委員からのご指摘をいただきました通り、わかりやすく伝えるための概要版の作成も併せて進めてまいります。こちらのほうも印刷・製本等が完成いたしましたら、皆様にお配りさせていただくとともに、市民・農業者に広く周知していただく努力を進めていきたいと思っています。あらためてになりますけれども、農業構想の策定にご協力賜りまして、大変ありがとうございました。説明については以上です。

(吉川会長)

ありがとうございました。それでは、次第4、その他に移ります。事務局から説明をお願いします。

(農林政策課長)

すみません。1点、その他関係といたしまして、ご報告ということで、資料を1枚、配布させていただいております。資料ナンバーは付いておりませんが、A4の一

枚紙で、農業振興地域整備計画再編事業の進捗状況について（報告）というものであります。昨年の8月の審議会の際にも、これまでの取り組み状況等についてご報告させていただいておりますけれども、その後の状況についてご報告をさせていただきたいと思っております。事業の目的とか事業期間、また、R4年度、今年度の実施内容、業務内容については、8月にご報告させていただいた内容の通り、この資料に記載の通りになります。

現在の進捗状況ということで、資料中の4番になります。今年度の4月から前年度まで行った基礎調査の結果ですとか、県の技術的助言、関係する農業協同組合、土地改良区、農業委員会、また、皆様、委員様のほうからもご意見照会等をさせていただく中で、計画書の案の作成を進めてまいりました。

現在の進捗状況ですけれども、4のカレンダーの中の⑤の農振法第11条の定めによる公告・縦覧の期間となっております。これは、いわゆるパブリックコメントの手続きであります。1月の13日から、本日、2月13日までの30日間、計画の縦覧および住民による意見提出の期間としております。その後、2月28日までの15日間は、土地の権利者による異議申し出の期間となっております。この結果を踏まえまして、続いて⑥の県との法定協議で同意を得た上で、⑦の農振法第12条の定めによる、計画を変更した旨の公告を行うことで一連の計画変更手続きが完了する見込みとなっております。

当初、スケジュール立てしております計画通り、年度内に再編事業を完了し、令和5年4月以降に、新たな8区の計画による運用を開始できる見込みとなっております。また、こちらの計画変更が完了しましたら、次回の審議会でご説明等をさせていただければと思います。説明につきましては以上です。

（吉川会長）

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。どうぞ、虎澤さん。

（虎澤委員）

8月にこの8区の計画案を、結構分厚い書類をいただいて、見させていただいたんですけども、私がおそのときのことをよく聞いていなかったのか、今やっ、今日まで縦覧ということになっておりますけれども、これは、われわれが、先回、見させていただいた計画案のまま、同じものが出ているということなんですか。それとも変わっているようであれば、何か報告があってもよかったのかなと思うのですが、その辺は。

（吉川会長）

事務局お願いします。

(農林政策課長)

基本的な土地利用計画につきましては、変更はございません。ただ、皆様方からいただいたご意見等を踏まえて、記載の文章の校正といいますか、修正等を踏まえて実施しているところであります。基本線は変わりはありませんけれども、文章の若干の表現の修正等が入っているという状況であります。また、進捗状況を併せて、関係機関のほうには、ご連絡、周知等をさせていただきます。

(虎澤委員)

お願いします。

(吉川会長)

ほかにご意見はございますでしょうか。特にないようでしたら、そのほか、皆様から何かございますでしょうか。それでは、予定されていた議事は終了いたします。会の進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

(司 会)

吉川会長におかれましては、円滑な会議の進行をありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、活発なご議論をいただきましてありがとうございます。

それでは、以上もちまして、第 154 回新潟市農業振興地域整備審議会を終了いたします。お疲れ様でした。

(終了)